

# フランスの国防法典

矢部 明宏

## 【目次】

はじめに

### I 国防法典の制定経緯

#### 1 法典化の方針

#### 2 憲法第38条のオルドナンスによる法典制定

### II 国防法典の概要

結びにかえて—フランス国防法制の課題

翻訳：国防法典(抄)

## はじめに

法典(code)は、一つの分野の法律規定を集中的かつ体系的に整序した書物である。<sup>(注1)</sup>フランスでは、ナポレオンによる5法典<sup>(注2)</sup>の制定以来、90年以上にわたり法典作成の試みが続けられている。戦後の法典化は、その分野の個別法令を、規定内容は変えずに(codification à droit constant)、行政的イニシアティブによって拾遺・整序・統合するという新たな特徴を有しており、さらに、法令の増加に基づく《法令のインフレ》状況の克服のために簡素化と明瞭化の目的が加わる。その結果として、現在、相当の数の法典が存在し、法典化を一層推進するために委任立法<sup>(注3)</sup>の方法すら用いられるに至っている。

この委任立法の方式を用いて、「国防法典の法律の部に関する2004年12月20日のオルドナンス第2004-1374号」<sup>(注4)</sup>(以下、「2004年12月20日のオルドナンス」)により、国防法典の法律の部が制定された。国防法典は、1791年から今日までの2世紀以上にわたる国防に関する法規を集成するものである。

この度、調査及び立法考査局フランス法研究会は、法令に関するフランス政府の公式サイトLegifrance <<http://www.legifrance.gouv.fr/>>に掲載の国防法典のテキスト(2007年5月9日現在)に基づき、同法典の第1部から第2部まで(第2

部は一部)を訳出した。この解説では、Iで、国防法典の制定経緯について、IIで、国防法典の構成に沿って、法典の概要を紹介し、最後に、フランス国防法制の課題について若干言及する。また、法典の構成に関する表を添付した。

### I 国防法典の制定経緯

#### 1 法典化の方針

フランスにおける法典編さんは、1989年に法典化高等委員会(la commission supérieure de codification)<sup>(注5)</sup>が創設され、加速化した。しかし、国防分野の法律については、冗長な多くの法律が集積していたこと、また、個々の法令と現行憲法との抵触に関する困難な問題が存在したため、1996年に初めて法典化の計画(1996-2000年<sup>(注6)</sup>期)に掲載された。

国防法典の編さんに当たり、当時存在していた複数の法典を新しい国防法典に統合するかについて検討する必要もあった。それらの法典には、平時及び戦時における軍隊の裁判管轄と手続き<sup>(注7)</sup>を定める「軍事司法法典」、国防のための召集及び国民役務の様々な形態を定める「国民役務法典」<sup>(注8)</sup>、「民間人及び軍人の退職者年金法典」<sup>(注9)</sup>、「軍人廃疾者並びに戦争及びテロ行為の被害者年金法典」<sup>(注10)</sup>がある。新法典における統合は、国民役務法典以外の3法典については早期に避けられた。それは、上記4法典はかなりの現代化が必要であるとしても、これら3法典は、それぞれが首尾一貫し、既に法典化の原理に対応したものであったからである。国民役務法典の統合<sup>(注11)</sup>について、さらに検討された結果、法典化高等委員会は最終的に統合しないこととした。

国防法典の法典化に係る一般的な計画は、2001年に法典化高等委員会により採択された。計画において、法典は、次の5部に分けられた。

第1部：国防の一般原則、第2部：国防法制、第3部：国防省、第4部：軍人（追って法典化するため規定なしとする。）、第5部：管理及び予算規定。

それまでの法典化と同様に、国防法典の編さんは、法典化される法律の規定の内容は変えないという原則に基づく「大ざっぱな方式 (grosso mode)」をとることとされたが、編さん作業の過程で、次のように、テキストの様々な修正が行われた。<sup>(注12)</sup>

- ・戒厳令に関する規定等、既に合憲でなくなった法律の規定を現行憲法と一致させる。<sup>(注13)</sup>
- ・憲法第34条及び第37条の規定に照らし、命令事項の領域に属すると考えられる法律の階層を一律に落とす。<sup>(注14)</sup>
- ・調整が不十分であった法律を首尾一貫させる。特に、「戦時における国民の一般組織に関する1938年7月11日の法律」<sup>(注15)</sup>（以下、「1938年7月11日の法律」と「国防の一般組織に関する1959年1月7日のオールドナンス」<sup>(注16)</sup>（以下、「1959年1月7日のオールドナンス」）との整合性を確保する。
- ・法文の現代化の一環として、時代遅れとなった法律の規定を削除した。
- ・法律の明確化及び簡素化の一環として、17の法律が失効を理由として法典に掲載されず廃止された。

## 2 憲法第38条のオールドナンスによる法典制定

### (1) 国防法典の制定

1996-2000年期の法典化一般計画は、42に及ぶ法典を含み、そのうち21は新規のものであった。法典化のプロセスは、立法スケジュールの過密、特定の法律の法典化を議会が拒否したことにより早期に行き詰まった。このため政府は、1999年に、憲法第38条の授權法律 (la loi d'habilitation)<sup>(注17)</sup> の手続きに拠ることを決定した。

憲法第38条の規定は、次のとおりである。

- ① 政府は、そのプログラムを実施するために、通常は法律の所管に属する措置を、期間を限定して、オールドナンスにより定めることの授權を国会に求めることができる。
- ② このオールドナンスは、コンセイユ・デタの意見を聴いた後に閣議で決定する。そのオールドナンスは、公布と同時に発効するが、承認のための法律が授權法律が定めた期日までに国会に提出されない場合には効力を失う。

この規定に基づき1999年12月6日に制定された最初の授權法律は、9つの法典の法律部分をオールドナンスにより制定することを政府に授權した。<sup>(注18)</sup> 憲法院は、1999年12月16日の裁決でこの手続きを合憲と判断した。その裁決の中で、憲法院は、1789年人権宣言の第4条、5条、6条及び第16条を援用して、法律は理解しやすく明瞭でなければならない、という原則に憲法的価値を認めた。市民が法規範について十分な知識を有していなければ、法の下での平等も、権利の保障も実現しないからである。<sup>(注19)</sup>

国防法典については、2003年7月2日の授權法律が制定され、国防法典を含む8法典をオールドナンスにより制定することを政府に授權した。これを受け、前記2004年12月20日のオールドナンスにより国防法典が制定され、同年12月21日の官報に掲載された。併せてこの官報に掲載された大統領への報告では、国防法典の構成について、おおむね次のように説明されている。<sup>(注21)</sup>

### 第1部 国防の一般原則

国防の一般組織に関する1959年1月7日のオールドナンス第59-147号を基に、戦時における国民の一般組織に関する1938年7月13日の法律の規定により補足する、国の上級機関の権限配分を定める規定を法典化する。

### 第2部 国防法制

この部は、法典中で最も完成度の高い部分で

あり、戒厳令、動員及び警戒令、国防役務及び徴用・徴発等、様々な領域において適用される法律で構成される。また、兵器、軍需品及び禁止される兵器（化学兵器、生物兵器及び対人地雷）に関する法律を集める。

### 第3部 国防省及び管轄組織

軍隊の定義を規定し、国防省が監督する公施設法人、特に、軍隊の会計機関及び軍隊の厚生管理機関に関する規定を含める。

### 第4部 軍人

特に、軍人一般身分規程が掲載される第4部の法典化は、延期する。法典化は、新しい軍人一般身分規程が採択された後、2005年中に行われる見込みである。現行の一般身分規程を法典化することは、国会がその改正を行っているところであるため、時宜にかなっていない。

### 第5部 管理及び予算規定

## (2) 国防法典を定めるオルドナンスの承認 (ratification)

憲法第38条第2項によれば、オルドナンスは、公布とともに発効するが、授權法律の定める日までに承認のための法律案が国会に提出されない場合はその効力を失う。

このため、国防法典を定めるオルドナンスを承認する法案は、上記2003年7月2日の授權法律に定められた期間（制定から3月）内の2005年3月17日に下院に提出された。<sup>(注22)</sup> その法案は、オルドナンスを承認する他の大部分の法律とは異なり、国防法典を承認し、また、オルドナンスの公布後に見つかったいくつかの誤りを訂正することに留まらず、法律の現代化と改革を行うような内容であった。このため、審議過程において法案の名称は、「国防に関する様々な規定を改める法案」<sup>(注23)</sup> に修正され、2005年12月12日の法律第2005-1550号として公布された。<sup>(注24)</sup> なお、今回の翻訳のテキストは、2007年5月9日現在の国防法典のテキストに基づくため、2005年12

月12日の法律による改正が反映されている。

このように、2004年12月20日のオルドナンスは国会により承認されたが、それで法典化が完成されたのではなく、さらに次の2つの段階<sup>(注25)</sup> を経る必要があった。

第一は、法律部分の法典化の完成である。軍人に関する第IV部は、軍人の権利・義務等を定める新たな一般身分規程、「予備役及び国防役務の組織を定める1999年10月22日の法律第99-894号」を改正する法律が制定されるまで延期された。前者については、「軍人の一般身分規程を定める2005年3月24日の法律第2005-270号」<sup>(注26)</sup> が、後者については、「予備役及び国防役務の組織を定める1999年10月22日の法律第99-894号を改正する2006年4月18日の法律第2006-449号」<sup>(注27)</sup> が制定された。その後これらの法律は、2007年3月29日のオルドナンス第2007-465号<sup>(注28)</sup> により国防法典に組み入れられた。

第二は、命令部分の制定である。法律部分と同様に、命令部分は、5部から成る見込みである。各部は、法典化高等委員会及びコンセイユ・データの審査を受け、いくつかのデクレの対象となる。2007年4月以降、デクレによる命令部分の制定が開始され、現在も継続している。

## II 国防法典の概要

次に、国防法典の構成に沿って、その主要な内容を紹介する。

### ●第1部「国防の一般原則」第1編「国防の方針」

第1章「一般原則」(L.第1111-1条～L.第1111-4条)は、ほぼ、1959年1月7日のオルドナンスの第1条から第7条までを法典化したものである。第1章では、国防の目的について、「国防は、常に、あらゆる事態において、また、あらゆる形態の侵略に対し、領土の安全及び一体性並びに住民の生活を保障することを目的とする。」(L.第1111-1条)と規定する。この規定では、過去の法制、特に、1938年7月11日の法律

<sup>(注29)</sup>  
第1条のように平時と戦時を区別することは行わない。脅威は常に存在し、国防に関する立法及び組織は、戦時と平時を同時にカバーできなければならないためである(国防の恒常的性質<sup>(注30)</sup>)。

執行権は、「憲法上の権限の行使により」、国防の目的を達するため必要な措置をとる(L.第1111-2条)。「必要な措置」として、国防法典には、動員、警戒令、資源の配分に関する措置等が規定される(L.第1111-2条)。

国防政策は大臣会議(le conseil des ministres)で、国防の基本方針は国防委員会(le conseil de défense)で、また、国防の軍事方針は国防特別委員会(le conseil de défense restreint)で決定する(L.第1111-3条)。

第2章「軍隊の長たる大統領」(L.第1121-1条～L.第1122-1条)は、大統領の役割に関する章である。この章のタイトルは、憲法第15条「共和国大統領は、軍隊の長である。」との規定に由来する<sup>(注31)</sup>。大統領は、国防委員会、国防特別委員会を主宰する。

第3章「首相」(L.第1131-1条)は、首相が国防の基本方針及び軍事方針を実施することを規定する。この条は、1959年1月7日のオルドナンス第9条を法典化したものである。

第4章「国防に関する大臣の責任」(L.第1141-1条～L.第1142-6条)は、国防、内務、経済・財政・産業、外務各大臣の責任について規定する。

## ●第1部第2編「防衛の国土及び作戦組織」

第1章「国土防衛組織」には、法律的性格を持つ規定はない。

第2章「作戦組織」(L.第1221-1条～L.第1221-2条)は、軍の作戦使用に責任を負う組織である、総司令部(les commandements en chef)、高等司令部(les commandements supérieurs)、特殊司令部(les commandements spécialisés)につい

て規定する。

## ●第1部第3編「非軍事的防衛の実施」

この編は、民間防衛(la défense civile)及び経済防衛(la défense économique)について規定する。

フランスの防衛は、大きく、軍事的防衛(la défense militaire)と非軍事的防衛(la défense non militaire)に分けられ、非軍事的防衛は、民間防衛と経済防衛から成る。

民間防衛は、次の5つの主要な任務を持つ。  
①公権力及び行政府の安全に必要な手段を講じる、②公秩序に関して、領土の全般的な安全を確保する、③防衛、住民に不可欠の活動の維持を可能にする機関、設備、民間の手段を保護する、④住民保護に関して、いかなる状況でも住民の保護に必要な防止及び救助措置を講じる、⑤攻撃に対する住民の抵抗の意思を持続し、強める<sup>(注32)</sup>。民間防衛は、内務省が主導し、各省庁、県及び市町村が責任を分有する(L.第1142-2条参照)<sup>(注33)</sup>。

民間安全保障(la sécurité civile)は、民間防衛の一つの構成要素であり、平時のより広範な領域をカバーする概念である<sup>(注34)</sup>。あらゆる性質の危険を予防し、災害において人、財、環境を保護<sup>(注35)</sup>することを目的とする。

経済防衛は、平時から国土の脆弱性の減少及び危機時には資源の良好な配分を確保することを目的とし、特に、資源の安全及びその生産の永続性の確保<sup>(注36)</sup>に関係する。

第1部第3編第1章「総則」(L.第1311-1条)は、各防衛管区(la zone de défense)に置かれる高級文官(le haut fonctionnaire civil)が、非軍事機関と軍事機関の相互援助のための権限を保持すること等を規定する。

第2章「民間防衛」(L.第1321-1条～L.第1324-1条)は、民間防衛における軍の関与、空襲に対する防御、民間防衛のための補充人員について規定する。

第3章「経済防衛」(L.第1331-1条～L.第1336-1条)は、経済防衛のための団体の設立、重要な施設の防護、核物質の防護・管理等について規定する。

#### ●第1部第4編「軍事的防衛の実施」

この編には、法律的性格を持つ規定はない。

#### ●第1部第5編「海洋における国の活動」

第1章「組織一般」には、法律的性格を持つ規定はない。

第2章「海洋における作戦行動」(L.第1521-1条～L.第1521-10条)は、海上警察に関する規定であり、「1994年7月15日の海上における国の検査権行使の方式に関する法律第94-589号」<sup>(注37)</sup>をほぼそのまま法典化したものである。なお、フランスでは、コーストガードのような組織は存在せず、領海警備を含めて海上警察活動については、海軍(la Marine nationale)、海上憲兵隊(la gendarmerie maritime)、海事局等の機関が関わっており、首相が必要な調整を行う。L.第1521-7条に規定される、海洋における強制手段及び強制力の行使については、「海上における強制措置及び武力の行使の方式に関する1995年4月19日のデクレ第95-411号」<sup>(注39)</sup>が定める。

#### ●第2部「国防法制」第1編「例外的適用にかかわる制度」

この編では、緊急事態における例外的な権力行使について、また、脅威の様相・重大性に応じて適用される防衛の措置等が定められる。なお、その他の例外的な権力行使について、憲法第16条は、「共和国の制度、国の独立、その領土の一体性あるいは国際協約の履行が重大かつ直接に脅かされ、かつ、憲法上の公権力の適正な運営が中断されるとき」において、大統領が「状況により必要な措置をとる」とし、いわゆる大統領の非常大権について規定している。

第2部第1編第1章「戦争」(L.第2112-1～L.第2113-2条)は、戦時における市町村に適用される規定、交戦時の国民及び外国人の奉仕志願について規定する。

第2章「戒厳令(l'état de siège)」(L.第2121-1条～L.第2121-8条)は、「戒厳に関する1849年8月9日の法律」<sup>(注40)</sup>及び「戒厳に関する1878年4月3日の法律」<sup>(注41)</sup>を法典化したものである。戒厳令は、他国との戦争又は武装反乱による危機の場合宣言され、秩序維持のための文民当局の権限が軍当局に移管される。憲法第36条にも規定があるが、現行憲法下で発令されたことはなく、今後も発令される見込みはないとされる。<sup>(注42)</sup>

第3章「緊急状態(l'état d'urgence)」(L.第2131-1条)は、「緊急状態を制度化しアルジェリアにおけるその適用を宣言する1955年4月3日の法律第55-385号」<sup>(注43)</sup>に基づき緊急状態が定められることを規定する。緊急状態では、戒厳令と異なり、秩序維持の権限が文民当局から軍当局に移管されない。発動要件が極めて漠然としているため、緊急状態は、現代の危機に臨機応変に対処しうる制度であるとされる。<sup>(注44)</sup>

第4章「動員及び警戒令」(L.第2141-1条～L.第2141-1条)。総動員(la mobilisation générale)は、最も重大な防衛の措置である。総動員は、「準備の整った、すべての国防措置を実施する」(L.第2141-1条)。動員は、全体的又は部分的に実施することができる(L.第2141-4条)。

第5章「国防役務」(L.第2151-1条～L.第2151-5条)は、脅威に直面した場合の国防役務の発動・実施について規定する。1959年1月7日のオルドナンスでは、従来 of 兵役に非軍事的役務を加えた、国民役務(le service national)という概念が導入された。<sup>(注45)</sup>1971年6月10日に公布された「国民役務法典」では、国民役務に、①兵役、②国防役務(le service de défense)、③海外技術援助・協力役務の各カテゴリーが設けられた。②と③は兵役に対して「民間役務(le

service civil)」と呼ばれる。国防役務は、民間人として1年間国内で一般市民の防護に就くもので、主として治安、消防などに従事する。その後も、国民役務には、企業内国民役務ボランティア、警察官補、環境ボランティア等の制度が設けられ、国民役務制度の拡張が続いた。しかし、「国民役務の改革に関する1997年10月28日の法律第97-1019号」<sup>(注46)</sup>により国民役務の大幅な見直しが行われ、兵役義務及び民間役務の段階的廃止が規定されるとともに、国民役務は、①調査登録 (le recensement)、②国防準備招集への参加 (l'appel de préparation à la défense)、③兵役応召義務 (l'appel sous les drapeaux) に再編され、志願役務 (les volontariats) を含むとされた。したがって、国防役務を含む民間役務は、廃止されるものであるが、緊急事態においては、この国防法典の規定に基づき、国防役務が例外的に実施されることになる。

第6章「機動演習及びその他の演習による制限」は、機動演習等の実施のための私有地の占拠、立入りの一時的禁止、損害に対する補償金の支払い等を規定する。

## 結びにかえて—フランス国防法制の課題

最後に、国防法典に関連して、フランス国防法制上の課題に若干触れておきたい。

国防法典は、それまで存在した国防に関する法規を、基本的にその規定内容を変えずに編さんする方針がとられたため、憲法にも具体的な規定のない国防の現代的形態、特に、国外作戦 (l'opération extérieure (OPEX)) 及び核兵器の使用<sup>(注47)</sup>について、法の欠陥が指摘されてきた。

国外作戦及び核兵器による抑止はフランスの国防が持つ4つの戦略的任務 (予防 (la prévention)、防護 (la protection)、兵力投入 (la projection)、抑止 (la dissuasion) の一部である。「兵力投入」すなわち、国外作戦 (OPEX) は、危機の局面において、平和を守り回復する目的で、

外国へ兵員の投入を必要とする作戦である。また、「抑止」は、核戦力によりフランスの重大な国益を侵害から守ることであり、フランスの政治的・戦略的自律の手段であるとされる<sup>(注48)</sup>。

まず、国外作戦について、フランスは、近年、湾岸戦争、コソボ、アフガニスタン等で国外作戦を行ってきた。これらの作戦を行うに当たり、憲法第35条の戦争宣言は行われていない。また、軍隊派遣時に国会との協議を行うかについては、政府の判断に委ねられている<sup>(注49)</sup>。1990年代で国会が事前に軍隊の海外派遣を承認したのは、湾岸戦争のケースのみである。しかし、国防の本質的な問題が侵略への対処にあった時代にあっては、軍隊の使用に関して、執行権の優位性は正当化できたものの、国外作戦がフランス自身の死活的利益を守るという目的を持たなくなった現在、執行権の優位性が必ずしも正当化できなくなったとされる<sup>(注51)</sup>。このためもあって、1990年代以降、国会の関与を明確化するための憲法第35条の改正諸案が提出されてきた。これらの案には、湾岸戦争後、1992年12月に大統領の名で提出された憲法改正法案、1993年2月に政府が公表した憲法改正に関する報告書の案<sup>(注52)</sup>などがあるが、実現をみることはなかった。しかし、2008年7月23日の大規模な憲法改正の一部として、上記第35条に4項を加え、政府は軍事力介入開始から3日以内に国会に通知すること等が規定され、限定的ながら国会の関与について明記された。

一方、核兵器の使用について、その使用権限は、大統領にのみ属する。その根拠は、「核戦力に関する責任の決定について定める1996年6月12日のデクレ第96-520号」<sup>(注53)</sup>にある。このデクレによれば、核兵器の使用の計画及び条件が国防委員会で決定された場合 (第1条)、大統領は使用命令を出す (第5条)。首相の役割は、委員会<sup>(注54)</sup>の「決定に従ってとる措置の適用」に限られる。しかし、核兵器の使用は、国民の存続を左右す

ることであり、それを大統領に託する根拠として、憲法又は法律上の根拠が必要であるとの議論がある。さらに、それをデクレで定めることは、国防の一般組織を定めるのは法律であると規定する憲法第34条に違反しているとも指摘される。<sup>(注55)</sup>

以上のことから、フランスでは、国防法典の編さんと並行して、国防の現代的形態への法制上の対応に関する論議が今後も継続すると思われる。特に国外作戦(OPEX)について、我が国でも類似の課題を抱えていることでもあり、法整備の動向を今後も注視する必要があるだろう。

#### 付表(国防法典(法律の部)の構成)

部(partie)	編(livre)	章(titre)	節(chapitre)	款(section)	目(sous-section)	条(article)	
1国防の一般原則	1国防の方針	1一般原則	単一節			L第1111-1～ L第1111-4	
		2軍隊の長たる大統領	1権限			L第1121-1～ L第1121-2	
			2大統領に属する合議機関			L第1122-1	
		3首相	単一節 権限			L第1131-1	
		4国防に関する大臣の責任	1各大臣に共通の規定				L第1141-1～ L第1141-6
			2特定の大臣に関する個別規定	1国防			L第1142-1
				2内務			L第1142-2
				3経済、財政及び産業 4外務			L第1142-3～ L第1142-5 L第1142-6
		2防衛の国土及び作戦組織	1国土防衛組織				なし
			2作戦組織	単一節			L第1221-1～ L第1221-2
	3非軍事的防衛の実施	1総則	単一節 非軍事的防衛に関する権限				L第1311-1
			2民間防衛	1民間防衛及び民間安全保障に対する軍の関与			L第1321-1～ L第1321-2
		2上空の脅威に対する防御				L第1322-1～ L第1322-3	
		3補充人員				L第1323-1～ L第1323-2	
		3経済防衛	4訓練				L第1324-1
			1団体の設立 2死活的重要性を有する施設の防護				L第1331-1 L第1332-1～ L第1332-7

			3核物質及び核施設	1核物質の防護及び管理		L.第1333-1～ L.第1333-7	
				2罰則	1違反を確認する資格を有する職員	L.第1333-8	
					2刑罰	L.第1333-9～ L.第1333-13	
				3国防用核物質	L.第1333-14		
				4郵便及び電子通信		L.第1334-1	
				5海軍による航行管制		なし	
				6輸送及び炭化水素		L.第1336-1	
			4軍事的防衛の実施				なし
			5海洋における国の活動	1組織一般			なし
				2海洋における作戦行動	1国の制海権行使	1制海	L.第1521-1～ L.第1521-8
	2刑罰		L.第1521-9～ L.第1521-10				
2国防法制	1例外的適用にかかる制度	1戦争	1公権力の機能		なし		
			2市町村に適用される規定		L.第2112-1		
			3交戦時の奉仕志願		L.第2113-1～ L.第2113-2		
		2戒厳令	単一節		L.第2121-1～ L.第2121-8		
		3緊急状態	単一節				
		4動員及び警戒令	1組織		L.第2141-1～ L.第2141-4		
			2市町村に適用される規定		L.第2142-1		
		5国防役務	単一節		L.第2151-1～ L.第2151-5		
		6機動演習及びその他の演習による制限	単一節		L.第2161-1～ L.第2161-3		
			2徴用・徴発	(省略)			
	3国防法制						
	4海外規定						
3国防省及び管轄組織	(省略)						
4軍人							
5管理及び予算							

注) 二重線より上の部分を今回翻訳  
出典) 国防法典を基に筆者作成



## 注

\* インターネット情報は、2009年4月1日現在のもの  
である。

\*\*注に掲げた当館の刊行物(『レファレンス』等)は、  
当館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>で閲覧可  
能である。

- (1) 北村一郎「フランス法」北村一郎編『アクセスガイ  
ド外国法』東京大学出版会, 2004, p.99.
- (2) 5法典とは、民法典、民事訴訟法典、商法典、治  
罪法典、刑法典。
- (3) 北村 前掲注(1), p.99.
- (4) L'ordonnance n° 2004-1374 du 20 décembre 2004  
relative à la partie législative du code de la défense.
- (5) 首相が主宰する機関。その任務等については、次  
のデクレが定める。Décret n° 89-647 du 12 septembre  
1989 relatif à la composition et au fonctionnement de la  
Commission supérieure de codification.
- (6) Catherine Bergeal, "Le Code de la défense: une  
nouvelle légitimité aux texts fondateurs," *Revue de  
Défense nationale et sécurité collective*, décembre  
2005, pp.113-114.
- (7) Code de justice militaire.
- (8) Code du service national.
- (9) Code des pensions civiles et militaires de retraite.
- (10) Code de pensions militaires d'invalidités, des victims  
de guerres et d'actes de terrorisme.
- (11) Bergeal, *op.cit.* (6), p.115.
- (12) *ibid.*, pp.118-119.
- (13) 現行憲法第36条によれば、戒厳令は、大臣会議に  
より定められ、12日を超えるその継続は、国会の承  
認を必要とする。現行憲法が制定された1958年以  
前は、国会が開会中の場合、法律のみが戒厳を宣言  
することができ、閉会中の場合は、大統領が大臣会  
議の意見を徴した後、大統領が宣言するが、この場  
合、2日以内に国会が開かれることになっていた(戒  
厳に関する1878年4月3日の法律第1条第2項及び第  
2条)。この法律は、憲法制定以後も有効とされてい  
たが、憲法規定との抵触が生じていた。なお、国防

法典中の戒厳令の部分については、本稿Ⅱで述べる。  
村田尚紀「フランスの『有事法制』」水島朝穂編著『世  
界の「有事法制」を診る』法律文化社, 2003, p.103参  
照。

## (14) 憲法第34条

④法律は、次の基本原則を定める。

一国防の一般組織  
第37条

①法律の領域に属する事項以外の諸事項は、命令の  
性格をもつ。

(以下、現行憲法の翻訳は、初宿正典・辻村みよ  
子編『新解説世界憲法集』三省堂, 2006に拠る。)

- (15) Loi du 11 juillet 1938 relative à l'organisation  
générale de la nation en temps de guerre.
- (16) Ordonnance n° 59-147 du 7 janvier 1959 portant  
organisation générale de la défense.
- (17) Bergeal, *op.cit.* (6), pp.119-120.
- (18) Décision n° 99-421 DC du 16 décembre 1999  
<<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/depuis-1958/decisions-par-date/1999/99-421-dc/decision-n-99-421-dc-du-16-decembre-1999.11851.html>>
- (19) 蛭原健介・三木卓也「フランス憲法院判例の動向  
-1999年」『立命館大学人文科学研究紀要』76号,  
2001.3, pp.256-257参照。
- (20) Loi n° 2003-591 du 2 juillet 2003 habilitant le  
Gouvernement à simplifier le droit.
- (21) Rapport au Président de la République relatif  
à l'ordonnance n° 2004-1374 du 20 décembre 2004  
relative à la partie législative du code de la défense.
- (22) Bergeal, *op.cit.* (6), p.120.
- (23) *ibid.*, pp.120-121.
- (24) Loi n° 2005-1550 du 12 décembre 2005 modifiant  
diverses dispositions relatives à la défense.
- (25) Bergeal, *op.cit.* (6), pp.121-122.
- (26) Loi n° 2005-270 du 24 mars 2005 portant statut  
général des militaires.
- (27) Loi n° 2006-449 du 18 avril 2006 modifiant la loi n°

- 99-894 du 22 octobre 1999 portant organisation de la réserve militaire et du service de défense.
- (28) Ordonnance n° 2007-465 du 29 mars 2007 relative au personnel militaire, modifiant et complétant la partie législative du code de la défense et le code civil.
- (29) 第1条「平時のための組織から戦時のための組織への移行を目的とする措置は、平時から定められる。」
- (30) Ramu de Bellescize, “Organisation et Missions de la défense,” *Juris-Classeur Code et Lois: Droit Public et Droit Privé*, vol. 4, mai 2007, p.11.
- (31) 大統領が「軍隊の長」であることの意味は、核兵器の使用や国外作戦を含むすべての軍事的行動についての一般的委任ではなく、大統領が軍事的階層の最上位にあることを意味する。一方、首相は政府の長として国防について責任を負い、政府は、合議体として軍事力を司る（憲法第20条、第21条参照）。言い換えれば、首相は、大統領の決定を実行するため、軍がよく機能すること及び政府内の調整を確実にする。François Jourdier, “La défense et la loi,” *Défense nationale et sécurité collective*, décembre 2005, p.125; Bellescize, *op.cit.* (30), p.14.
- (32) 渡邊啓貴「フランスの民間防衛・安全保障体制」『防衛法研究』25号,2001.10, p.10.
- (33) Bellescize, *op.cit.* (30), p.22.
- (34) 渡邊 前掲注(32), p.9.
- (35) 「民間安全保障の現代化に関する2004年8月13日の法律第2004-811号(Loi n°2004-811 du 13 août 2004 de modernisation de la sécurité civile)」第1条参照。
- (36) Bellescize, *op.cit.* (30), p.22.
- (37) Loi n°94-589 du 15 juillet 1994 relative aux modalités de l'exercice par l'Etat de ses pouvoirs de contrôle en mer.
- (38) 橋本博之「海上警察の法概念の比較法的検討—フランス法を素材に—」『平成11年度「周辺諸国との新秩序形成に関する調査研究」事業報告書 海上保安国際紛争事例の研究』1号, 2000.3, pp.3-5; 上田貴雪「海上警察機関の領海警備活動」国立国会図書館調査及び立法考査局『総合調査報告書 主要国における緊急事態への対処』(調査資料2003-1) 2003, p.137参照。
- (39) Décret n° 95-411 du 19 avril 1995 relatif aux modalités de recours à la coercition et de l'emploi de la force en mer. 上田 同上, p.142参照。
- (40) Loi du 9 août 1849 sur l'état de siège.
- (41) Loi du 3 avril 1878 relative à l'état de siège. 参議院憲法調査会事務局『憲法保障に関する主要国の制度—憲法改正・憲法裁判・緊急事態法制—』(参憲資料12号) 2002, pp.42-45参照。
- (42) 村田 前掲注(13), pp.102-103; 矢部明宏「I 憲法上の国家緊急権 フランス」国立国会図書館調査及び立法考査局 前掲注(38), p.24など参照。
- (43) Loi n° 55-385 du 3 avril 1955 instituant un état d'urgence et en déclarant l'application en Algérie. 参議院憲法調査会事務局 前掲注(41), pp.45-47.
- (44) 上村貞美「フランス第五共和国憲法における緊急権」『法学雑誌』20巻4号, 1974.3, p.476.
- (45) 国民役務制度の沿革については、門彬「徴兵制度の廃止と軍備計画(短信:フランス)」『外国の立法』210号,2001.10, pp.167-172; 岡村美保子「国民役務制度の改正(海外立法情報 フランス)」『ジュリスト』1124号, 1997.12.1, p.3; 平野新介「フランスの緊急事態法制—21世紀国防体制への移行のなかで—」『防衛法研究』24号, 2000.10, pp.97-101参照。
- (46) Loi n° 97-1019 du 28 octobre 1997 portant réforme du service national.
- (47) Jourdier, *op.cit.* (31), p.123.
- (48) Bellescize, *op.cit.* (30), pp.19-22.「予防」は、危機又は紛争状態の発生を予想して、情報収集、軍事力の事前配備等を行うことにより、軍事力の実際の使用を回避し、危機を低強度に保つことであり、紛争を平和的に解決する外交及び軍備管理の政策に支えられる。「防護」は、領土の安全及び一体性、国民の保護、諸機関の機能を保障することであり、陸海空軍が、領土、領空、領海の防護に責任を持つ。平野

前掲注(45)も参照。

- (49) 憲法第35条「宣戦は、国会によって承認される。」
- (50) 福田毅「欧米諸国における軍隊の海外派遣手続き（事例紹介）—議会の役割を中心に—（資料）」『レファレンス』686号, 2008.3, p.136.
- (51) Bellescize, *op.cit.* (30), p.13.
- (52) 古賀豪「Ⅲ 危機管理機構と緊急事態における議会の関与 フランス」国立国会図書館調査及び立法考査局 前掲注(38), p.71参照。
- (53) Décret n°96-520 du 12 juin 1996 portant détermination

des responsabilités concernant les forces nucléaires. このデクレは、戦略空軍に関する1964年1月14日のデクレ第64-46号 (Décret n°64-46 du 14 janvier 1964 relatif aux forces aériennes stratégiques) に代わるものとして制定された。

- (54) Bellescize, *op.cit.* (30), p.14.
- (55) Jourdiar, *op.cit.* (31), pp.129-130.

(やべ あきひろ・次長)

(本稿は、筆者が総合調査室在籍中に執筆したものである。)

# 国防法典（抄）

（法律の部 [Partie Législative] 全4部のうち第1部及び第2部の一部）

Code de la défense

調査及び立法考査局フランス法研究会\* 訳

## 第1部 国防の一般原則

### 第1編 国防の方針

#### 第1章 一般原則

##### 単一節

L.第1111-1条 国防は、常に、あらゆる事態において、また、あらゆる形態の侵略に対し、領土の安全及び一体性並びに住民の生活を保障することを目的とする。

国防は、また、同盟、条約及び国際協定を尊重する。

L.第1111-2条 執行権は、憲法上の権限の行使により、L.第1111-1条に規定する目的を達成するために必要な措置を講じるものとする。

脅威に直面する場合には、この措置は、動員令、L.第2141-1条に規定する警戒令又は次項に規定する特別の措置とすることができる。

とりわけ領土の一部、国民生活の一領域又は住民の一部に対する脅威に直面する場合には、大臣会議の議を経るデクレにより、政府は、L.第2141-3条に規定する権限の全部又は一部を行使することができる。

L.第1111-3条 国防政策は、大臣会議の議を経て決定する。

国防の基本方針に関する決定は、国防委員会の議を経て決定する。

国防の軍事方針に関する決定は、国防特別委員会 (conseil de défense restreint) の議を経て決定する。

国防の軍事方針に関する決定は、特に達成すべき目標の明確化、対応する計画の承認、総司

令官又は統合軍司令官の間での部隊の全般的な配分及び部隊の必要物資を供給するための措置を目的とする。

L.第1111-4条 公権力の適正な運営を中断し、かつ、同時に大統領職、元老院議長職及び首相職を欠くこととなる事件が起きた場合には、国防の責任及び権限は、国防大臣に、国防大臣が欠けた場合には、政府の構成に関するデクレによって指示される順序によりその他の大臣に、自動的に順次帰属する。

## 第2章 軍隊の長たる大統領

### 第1節 権限

L.第1121-1条 国防委員会は、大統領が主宰する。

L.第1121-2条 国防特別委員会は、大統領が主宰し、大統領は、首相をその代理とすることができる。

### 第2節 大統領に属する合議制の機関

L.第1122-1条 国防委員会の構成及び招集の方式は、大臣会議の議を経るデクレにより定める。

## 第3章 首相

### 単一節 権限

L.第1131-1条 国防の責任を負う首相は、国防の基本方針及び軍事方針を実施する。このため、首相は、国防に関する協議のために一般要綱を作成し、当該協議を進める。首相は、作戦の準備及び高度の指揮を決定し、かつ、省庁全体の国防に関する活動の調整を行う。

## 第4章 国防に関する大臣の責任

### 第1節 各大臣に共通の規定

**L.第1141-1条** 各大臣は、自らが担当する省庁に課せられた国防の措置の準備及び実施の責任を負う。

**L.第1141-2条** L.第1111-2条に規定する場合には、原料及び工業製品、エネルギー、食料品、輸送手段、公共土木工事及び建築の事業、電気通信等国家の維持のために必要不可欠な資源の分野ごとに、一人の大臣が、資源を利用する大臣の需要を最大限満たすために講じる措置に関する責任を負う。

この条に規定する大臣は、自ら責任を負う措置の準備又は実施のため、事業団体の協力を要請することができ、当該措置に関することにつき、当該大臣の監督の下に、当該団体の権限を、その本来業務に属するか否かにかかわらず、同一の業種の事業全体に拡張することができる。

当該大臣は、自ら責任を負う資源の配分を行う。

**L.第1141-3条** L.第1111-2条に規定する場合には、大臣会議の議を経るデクレにより、特定の資源の輸入、輸出、流通、利用、所持及び販売を規制し、又は一時禁止し、当該資源に課税し、並びにその消費を割当制にする。

同一の形式により決定されるデクレにより、所有者、生産者、所持者及び保管者に対し、これらの者が所持し、かつ、国家の必需品である原料、物品、製品又は食料品の申告を命ずる。

この措置は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより構成及び役割を定める委員会の意見を徴した後に行う。

**L.第1141-4条** 特定の公役務に係る職員及び施設の全部又は一部について、L.第1111-2条に規定する場合には、大臣会議の議を経るデクレ

により、当該役務を所管する大臣とは異なる大臣の管轄下に配置することができる。

前項に規定する役務に属する職員の一部について、平時から、前項に定める要件に基づき、L.第1111-2条に規定する場合において当該職員に命令する権限を有する大臣の管轄下に置くことができる。

前項の規定による出向職員として一時的に任命されたすべての職階の文官及びすべての階級の軍人については、元の部局の職員名簿への記載を継続する。当該職員が対象とされ得る褒賞及び懲戒は、出向先の大臣から、元の職員群又は部局が通常所属する大臣に対して、その申出を行う。

**L.第1141-5条** L.第1111-2条に規定する場合における労働力の利用に関しては、利用する大臣と密接な連絡の上で、一人の大臣が、次に掲げる行為に対する責任を負う。

- 1° 各種の公役務又は私役務の必要性及び諸部門の労働力の利用可能性に関する情報の集約
- 2° 諸部門の労働力の募集
- 3° 雇用主となる公役務又は私役務の間における利用可能な労働力の配分
- 4° 労働条件及び労働力の管理の一般的規制

前項に掲げる諸行為、特に国防のための施設に割り当てられる人員の配置は、国土全体に配置される特別の組織であって、その任務、構成及び機能をデクレで定めるものにより、一人の大臣の管轄下において、平時から準備する。

**L.第1141-6条** L.第1111-2条に規定する場合には、通信を担当する省庁は、公表済の文芸、学術及び美術の著作物をあらゆる視聴覚的手段により放送するために、著作者又は著作権者に事前に許諾を申請する義務を免除される。

前項の規定にかかわらず、全体又は一部であるとを問わず、著作者が公表したものと異なる

形態で放送することはできない。

この著作物の利用に対して著作者又は著作権者に支給される報酬の額は、合意に基づく協定により、又は、合意が成立しないときは、L.第2234-20条最終項に基づき設けられる評価特別委員会<sup>(注1)</sup>によって定める。

## 第2節 特定の大臣に関する個別規定

### 第1款 国防

L.第1142-1条 国防大臣は、首相の下で、軍事政策の実施、特に、兵力全体の組織、管理、雇用の調整及び動員並びにそれらに必要な軍の施設に関する責任を負う。

国防大臣は、前項に規定する政策の実施に関して、首相を補佐する。

国防大臣は、軍の兵力及び役務全体を管轄し、かつ、その保安に対し責任を負う。

L.第2141-1条に規定する警戒令の措置が採られたときは直ちに、国防大臣は、通信、輸送、電気通信及び一般資源の配分に関し、軍の必要に応じた優先権を行使する。

### 第2款 内務

L.第1142-2条 内務大臣は、民間防衛を常備し、実施する。

内務大臣は、このため、公共の秩序、人の身体的及び精神的保護並びに一般利益に係わる施設及び資源の保護に対し、責任を負う。

内務大臣は、各省庁に課せられた民間防衛措置の実施を準備し、調整し、統制する。

内務大臣の活動は、軍当局との連携の上で国土に展開し、軍当局の行動の自由の維持に貢献する。

### 第3款 経済、財政及び産業

L.第1142-3条 経済を担当する大臣は、各種資源の生産、集荷及び利用並びに国土の産業基盤整備に責任を負う諸大臣の活動を、国防の目的

に合致するよう導く。

経済を担当する大臣の活動は、前項に規定する資源の一次的な配分並びに価格設定及び輸出入取引の組織化に及ぶ。

L.第1142-4条 財政を担当する大臣は、戦争の遂行に必要な財政上の措置を平時から準備し、L.第1111-2条に規定する場合には、当該措置を命ずる。財政を担当する大臣は、省庁又は購入者及び支払者たる機関の同意を得て、外国に対する購入及び支払の要件を定める。

L.第1142-5条 L.第1141-1条、L.第1141-2条、L.第1142-1条、L.第1142-2条及びL.第1142-3条の諸規定の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第4款 外務

L.第1142-6条 外務大臣は、L.第1111-2条に規定する場合には、首相の下で、外国に対する活動に関する権限の行使を継続する。

軍司令官の権限に属するものを除き、陸上、海上及び上空における、敵の通商及び通信に対して採るべき一般的措置は、大臣会議の議を経るデクレで定める。外務大臣の統制下において、関係省庁は、当該措置の実行を確保するものとする。

## 第2編 防衛の国土及び作戦組織

### 第1章 国土防衛組織

この章には、法的性格を持つ規定はない。

### 第2章 作戦組織

#### 単一節

L.第1221-1条 L.第1311-1条に規定する国土防衛組織に独立して、軍の作戦使用に責任を負う司令部は、総司令部、高等司令部又は特殊司令部である。

総司令官は、指揮権を掌握し、兵力及び軍事的手段を完全に管轄下に置く。政府は、総司令官に対して、関係する地理的区域において、L.第1142-2条及びL.第1321-2条にその要件を規定する民間防衛に関する権限、部隊の保安に関する権限並びに作戦行動及び兵力の維持に必要な役務、人及び財の利用に関する権限を与える。

高等司令部は、常設の総合司令部である。高等司令部は、軍に必要な基盤施設を使用することができ、民間防衛、部隊の保安並びに役務、人及び財の徴用・徴発に関して、政府から作戦上必要な権限委譲を受けることができる。

特殊司令部は、養成及び雇用の特定の要件に応じる。

**L.第1221-2条** 軍の管区とする国土の領域及び当該領域において総司令官又はその代理に割り当てられる地域は、デクレで定める。

### 第3編 非軍事的防衛の実施

#### 第1章 総則

##### 単一節 非軍事的防衛に関する権限

**L.第1311-1条** 各防衛管区において、高級文官は、民間防衛及び領土内の安全保障を目的として、国防のために規定された非軍事的な活動の優先権を尊重した統制及び非軍事機関と軍事機関との間の相互援助の実現に必要な権限を有する。

当該高級文官は、また、内外の攻撃により政府との連絡が断絶した場合には、L.第2141-2条に規定する警戒令及び内外の防衛計画の実施に必要な措置を命ずるために必要な権限を有する。

#### 第2章 民間防衛

##### 第1節 民間防衛及び民間安全保障に対する軍の関与

**L.第1321-1条** 法律に基づく要請なしには、い

かなる軍事力も、共和国領土において、民間防衛及び民間安全保障のために行動することはできない。

**L.第1321-2条** 内務大臣は、その有する手段の拡張及び実施のために、軍の役務及び施設の支援並びに特に公共の秩序の維持のために、必要に応じて軍事力による支援を、国防大臣から受ける。

軍事活動が展開されている管区においては、政府の決定の下に、特に指定された軍司令部は、公共の秩序に関して責任を負い、民間防衛措置と軍事活動との調整を行う。

国防上特に重要な一又は複数の施設に対する脅威に直面する場合には、特に指定された軍司令部は、大臣会議の議を経るデクレにより、国防委員会の議を経て大統領が当該施設の周囲に設定した一又は複数の安全保障区域の内部における公共の秩序及び民間防衛措置と軍事防衛措置との調整に関する責任を負う。

この条の規定の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

##### 第2節 上空の脅威に対する防御

**L.第1322-1条** 空襲の危険に対する民間防衛の組織化は、国土全体に及ばなければならない。

**L.第1322-2条** 各県においては、地方公共団体一般法典に規定する条件に基づき、知事は、市町村長の協力を得て、空襲の危険に対する民間防衛の準備及び実施の責任を負う。

国益又は公益に係る民間施設及び企業を、内務大臣の決定により、空襲に対する防御を自ら確保するものとして指定することができる。

**L.第1322-3条** 内務大臣は、関係する諸大臣と協力して、市町村、行政機関及び公共機関並びに民間施設及び民間団体に対し、都市計画及び

建造物の建築法を規制する法令の適切な改正により、また、建物の新築又は大規模改築の際に、空襲によってもたらされる危険を軽減し得るあらゆる措置を採ることにより、公共建築物及び商業用、工業用並びに居住用の各種施設の脆弱性の軽減を平時から準備するために課される一般的又は特別な措置を促し、調整する責任を負う。

この目的のために、主要な都市圏のための規則は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第3節 補充人員

**L.第1323-1条** この章に規定する民間防衛措置の実施のため、特に次に掲げる者から構成される補充人員が、直接その任務を負う機関を平時から補助する。

- 1° 待命中及び予備役の者を除く、公共機関の職員及び労働者
- 2° 兵役に服しておらず、L.第2212-1条の規定により文民として徴用された者で、適性及び職業を考慮の上、民間防衛機関に雇用可能な者
- 3° 民間防衛に参加するため、文民として志願する男女の志願者  
当該志願に係る契約は、平時に締結され、応募の日から効力を生じる。
- 4° 予備役の者から構成される部隊  
なお、兵役に服している当該予備役の者は、軍事上及び産業上動員の必要性が予め満たされない限り、民間防衛への参加を命ぜられない。

1° から4° に掲げる者はすべて、動員により、又はL.第1111-2条に規定する場合には、召集することができる。これらの者は、常時、昼夜を問わず、全体で1年につき3日を超えない期間で開かれる民間防衛の訓練及び研修に参加する義務を負う。

この条の1°、2°及び3°に掲げる者については、民間防衛組織は、役務の必要性に基づき、あらゆる階級において服従が義務付けられる序列を備える。服務義務に違反した場合には、1°に掲げる者は、職務違反として、所属する行政機関の身分規程に定める制裁が科せられる。

**L.第1323-2条** 補充人員の召集、雇用、報酬並びに役務から生じる事故、負傷及び各種の危険に対する補償の条件並びに一般にこの条の規定の準備及び実行に係るすべての措置は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第4節 訓練

**L.第1324-1条** 民間防衛措置の効果を検証するため、この章の第2節及び第3節に定める条件に従い、訓練を行うことができる。

## 第3章 経済防衛

### 第1節 団体の設立

**L.第1331-1条** L.第1111-2条に規定する場合には、生産者団体、商業者団体及び消費者団体は、国の監督の下で、一定の種類のリソースのすべての収集及び分配を行うために設立することができる。当該団体に商事会社の性格を付与することができる。

これらの団体は、平時から、行政機関により組織することができる。

当該団体には、使用者及び被用者を代表する組合組織の代表が参加する。

### 第2節 死活的な重要性を有する施設の防護

**L.第1332-1条** 事業所、施設及び工作物でこれらが使用することができなくなることにより、戦争遂行上若しくは経済上の潜在能力、安全保障又は国の存続する可能性を著しく減じるおそ



れがあるものを経営又は使用する公の事業者又は民間事業者は、費用を自己負担し、かつ、この節に規定する条件に従って、特にテロリズムの性格を有するすべての脅威に対する当該事業所、施設及び工作物の防護に協力しなければならない。これらの事業所、施設又は工作物は、行政機関により指定される。

**L.第1332-2条** この節に規定する義務は、環境法典L.第511-1条に規定する事業所又は核物質の透明性及び安全性に関する2006年6月13日の法律第2006-686号第28条に規定する原子力基本施設を含む事業所にも、これらの事業所の一定の施設の破壊又は損傷により住民にとって深刻な危険が生じるおそれがある場合には、適用することができる。

これらの事業所は、行政機関により指定する。

**L.第1332-3条** この節の規定の適用により指定された一又は複数の事業所、施設及び工作物に係る事業者は、自ら作成し、行政機関により承認された特別防護計画に定める防護措置を各自で実施する。

これらの措置は、特に監視、警報及び危険物質の防護に係る効果的な措置を含む。計画が承認されず、事業者と行政機関との間の不一致が解消されない場合には、行政機関が決定を行う。

**L.第1332-4条** 事業者がその特別防護計画の作成を拒否した場合には、行政機関は、アレテにより、責任を負う事業者又は企業の長に対して、当該行政機関の定める期限内の作成を催告する。

**L.第1332-5条** 防護計画がL.第1332-4条に規定する条件に従って作成された場合には、行政機関は、アレテにより、事業者又は企業の長に対して、当該行政機関の定める期限内の当該計

画の実施を催告する。

**L.第1332-6条** L.第1332-4条及びL.第1332-5条に規定する催告のアレテが定める期限は、1月以上先に設定しなければならない。事業者の運営の条件及び実施すべき作業を考慮して定める。

国営企業に関するアレテ又は国の財政援助を要するアレテは、所管大臣及び経済・財政大臣に送付され、これらの大臣は、アレテの適用により生じるおそれがある問題について直ちに通知を受ける。

**L.第1332-7条** 催告のアレテに定める期限が経過した後、L.第1332-4条に規定する事業者の監督者である事業者又は企業の長が防護計画の作成又は所定の作業の実施を怠った場合には、150,000ユーロの罰金に処する。

前項に規定する者が既に設置された防護装置を良好な状態に保つことを催告後に怠った場合には、150,000ユーロの罰金に処する。

### 第3章 核物質及び核施設

#### 第1款 核物質の防護及び管理

**L.第1333-1条** 核融合性物質、核分裂性物質又は核燃料親物質並びにコンセイユ・データの議を経るデクレの一覧に定める核融合性、核分裂性又は核燃料親物質性の元素の一又は複数を含むすべての物質で鉱石を除くものは、この章の規定の適用を受ける。

核抑止力政策の実施に必要な手段に充当される核物質に対するこの節の適用に係る特別な条件は、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。

**L.第1333-2条** フランスの事業者と外国の事業者の間の契約によるL.第1333-1条に規定する核物質の輸出入並びに当該物質の精製、保持、

移動、利用及び輸送は、この節に規定する条件に基づく許可及び管理に服する。この条件は、<sup>(注6)</sup>原子力安全高等評議会の意見を徴した後、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

輸出業者は、核物質の取得後の利用に関する条件を取得者及び転得者に対し契約に明記しなければならない。輸出の許可証の交付に当たっては、当該条件を考慮する。

**L.第1333-3条** L.第1333-2条に規定する許可には、特に、許可の期間、核物質の量及び形態、並びに核物質の所在を把握し及び核物質の防護を確保するためにとるべき措置に関する条項を付することができる。

この許可は、この節及びその適用のために定める規則の規定に対する違反の場合又は許可の条項が遵守されなかった場合には、停止し、又は撤回することができる。

**L.第1333-4条** L.第1333-2条に規定する管理は、許可の条項の遵守を検証し、L.第1333-3条に規定する物質の所在及び使用を恒常的に把握し、並びに不足している核物質がある場合には、その種類及び量を明らかにすることを目的とする。また、当該管理は、核物質の保持、保管、物理的及び会計上の検査並びに防護の態様に及ぶものとする。

許可の条項が遵守されていない場合には、行政機関は、アレテにより、許可が与えられた者に対し、所定の期限内に一定の措置をとるよう催告する。この期限が経過した場合において、催告のアレテの規定が遵守されていないときは、許可を停止し、又は撤回することができる。

**L.第1333-5条** この管理を行う職員は、国の機関から付与される資格を有する者とし、宣誓を<sup>(注7)</sup>行い、刑法典第226-13条に規定する条件及び制裁に従って、職業上の守秘義務に服する。

**L.第1333-6条** この節の規定の適用を受ける核物質の管理を被用者に委任するに先立って、使用者は、当該被用者に対してL.第1333-13条に規定する義務及び違反の場合に科される刑罰について教示し、当該被用者の同意を得る。当該規定の詳細は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

**L.第1333-7条** 政府は、この節の規定の適用に関して、議会に対して年次報告書を提出する。

## 第2款 罰則

### 第1目 違反を確認する資格を有する職員

**L.第1333-8条** この節の規定及び付随する規則の規定の違反は、司法警察官及び司法警察職員、<sup>(注8)</sup>税関職員、不正行為取締職員、産業大臣の下に<sup>(注9)</sup>置かれる高級国防官吏並びに法定計量を担当する職員によって確認される。

### 第2目 刑罰

I 次の各号に掲げる行為を行った場合には、10年の拘禁刑及び7,500,000ユーロの罰金に処する。

1° L.第1333-2条に規定する活動の許可なしの実施、又は当該許可を得るための不正確な情報の提供

2° L.第1333-1条に規定する核物質の横領

3° L.第1333-1条に規定する核物質の投棄

4° L.第1333-1条に規定する核物質を変質させ、又は劣化させること。

5° L.第1333-1条に規定する核物質の保全設備の破壊

II 裁判所は、前項の刑に加えて、核物質の没収及び核物質の精製、利用又は輸送に使われた設備の没収を宣告することができる。

III Iの第2号、第4号及び第5号に規定する軽罪の未遂は、既遂と同一の刑に処する。

**L.第1333-10条** L.第1333-1条に規定する核物質を保管する事業所に何らかの資格により関与している自然人又は法人による、法令及び経営者又はその代理人の指示に対する故意の違反があり、その違反が施設の原子力安全、核物質の防護又は人及び財産の安全にかかわるおそれがある場合には、直ちに次に掲げる措置を取ることができる。

1° 自然人については、適用可能な刑罰の如何にかかわらず、予告又は賠償金なしに、かつ、非難される行為が責任者に伝えられ、責任者がその所見を提出した後で、当該自然人に適用される身分規程又は契約のこの措置に反するあらゆる規定にかかわらず、当該自然人が関与している資格に係る契約又は規約による関係を停止し、又は破棄すること。

2° 法人については、行政上の許可を撤回し、また、予告又は賠償金なしに、当該法人が関与している資格に係る契約のこの措置に反するあらゆる規定にかかわらず、当該契約を停止し、又は破棄すること。

**L.第1333-11条** 1992年2月3日のデクレ第92-110号<sup>(注10)</sup>で公布された核物質の防護に関する条約の適用のために、当該条約第1条及び第2条の適用範囲に含まれる核物質を、外国の権限を有する機関による許可なしに、共和国の領域外で、保持し、移動し、利用し、又は輸送した場合には、L.第1333-9条及びL.第1333-10条に規定する刑に処する。

**L.第1333-12条** L.第1333-2条に規定する管理の実施を妨げ、又は当該管理を担当する職員に不正確な情報を提供した場合には、2年の拘禁刑及び30,000ユーロの罰金に処する。

L.第1333-2条に規定する許可を有する者が、L.第1333-4条に規定する催告のアレテにより定められた期限の満了時に、当該アレテの条項

を遵守しなかった場合には、前項と同一の刑に処する。

**L.第1333-13条** L.第1333-2条に規定する許可を有する者、又はどのような資格であれ、この節の規定に服する核物質を監視し、若しくは管理する者は誰でも、核物質の紛失、盗難、行方不明又は横領を確認し、かつ、当該確認から24時間以内に警察又は憲兵隊に通知しなかった場合には、2年の拘禁刑及び37,500ユーロの罰金に処する。

L.第1333-2条に規定する許可を有する者が法人であるとき、その長が紛失、盗難、行方不明又は横領を知っており、かつ、前項に規定する期限内にそのことを申告しなかった場合には、当該長にも前項と同一の刑を適用する。

### 第3目 国防用核物質

**L.第1333-14条** 核抑止力政策の実施に必要な手段に充当され、又は国防に関する核施設内で保持される核物質には、L.第1333-9条及びL.第1333-10条の規定のみを適用する。

### 第4節 郵便及び電子通信

**L.第1334-1条** ラ・ポスト及びフランス・テレコムが国防に関する国家の任務の実施に協力する要件は、ラ・ポスト及びフランス・テレコムの公役務の組織に関する1990年7月2日の法律第90-568号第5条及び第8条<sup>(注11)</sup>により定める。

### 第5節 海軍による航行管制

この節には、法律的性格を持つ規定はない。

### 第6節 輸送及び炭化水素

**L.第1336-1条** 石油の戦略的備蓄の構築及び保管に関する規則は、石油体制の改革に関する1992年12月31日の法律第92-1443号<sup>(注12)</sup>により定める。

## 第4編 軍事的防衛の実施

この編には、法律的性格を持つ規定はない。

## 第5編 海洋における国の活動

### 第1章 組織一般

この章には、法律的性格を持つ規定はない。

### 第2章 海洋における作戦行動

#### 単一節 国の制海権行使

##### 第1款 制海

L.第1521-1条 この節の規定は、次に掲げるものに適用する。

- 1° 国際法により各国に認められた権限を妨げない範囲において、すべての海域におけるフランス船舶
- 2° フランス共和国の主権又は管轄権の下にある海域及び国際法上の公海における外国船舶ただし、外国の軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の外国政府船舶を除く。
- 3° 外国との協定により認められた場合には、当該外国の主権の下にある海域に位置する船舶。

L.第1521-2条 海洋監視の任務にあたる国の船舶の船長及び国の航空機の機長は、国際法及び共和国の法令により海洋に適用される諸規定の遵守を確保するために、国際法及びフランスの法令が定める検査措置及び強制措置を執行し及び実行させる権限を付与される。

当該船長又は機長は、特に、旗国又は沿岸国の名において、当該国との協定に基づいて定められた検査措置及び強制措置を実行し及び実行させる権限を付与される。

L.第1521-3条 L.第1521-2条に定める任務の遂行のため、船長又は機長は、船舶の船長に名称等及び国籍を申告させることにより、当該船舶の識別を行うことができる。

L.第1521-4条 船長又は機長は、船舶の臨検を命ずることができる。当該臨検には、船舶書類の検査及び国際法又は共和国の法令に定める検査の実施のために、作業班を乗船させることを含む。

L.第1521-5条 船舶への接近が拒絶されるか又は物理的に不可能であることが判明した場合には、船長又は機長は、当該船舶の適当な位置又は港への航路変更を命ずることができる。

船長又は機長は、また、次に掲げる場合において、当該船舶の適当な位置又は港への航路変更を命ずることができる。

- 1° 国際法の適用による場合
- 2° 個別の法令の規定による場合
- 3° 裁判所の決定の執行のためである場合
- 4° 司法警察分野の権限を有する機関の要求による場合

船長又は機長は、作戦を管理する機関との協定に基づき、航路変更先の位置又は港を指定する。

航路変更の決定による一時寄港の間、L.第1521-2条に規定する職員は、船舶及びその積荷の保全並びに乗船している者の安全を確保するために必要かつ適切な強制措置をとることができる。

L.第1521-6条 船長又は機長は、国際法が定める要件に従い、外国海洋船舶の追跡権<sup>(注13)</sup>を行使することができる。

L.第1521-7条 船長がその船舶の身元及び国籍を申告すること、臨検を認めること又は航路変更を拒む場合には、船長又は機長は、催告の後、必要な場合には強制力の行使をもって、当該船舶に対し強制措置をとることができる。

海洋における強制手段及び強制力の行使については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで

定める。

**L.第1521-8条** この節の規定の適用により外国の船舶に対してとられる措置は、外交手段を通じて旗国に通知するものとする。

## 第2節 刑罰

**L.第1521-9条** L.第1521-3条、L.第1521-4条及びL.第1521-5条に基づき発せられる命令に従うことを拒んだ場合には、150,000ユーロの罰金に処する。

刑事訴訟法典に従って活動する司法警察官及び司法警察職員のほか、国の船舶の船長、副船長及び副士官並びに国の航空機の機長は、この条に規定する違反の事実確認を行う権限を付与される。

この犯罪を管轄する裁判機関は、航路変更させられた船舶が所在する港又は位置、これらがない場合にはこの条に規定する違反の事実確認を行った行政職員の居所におけるものとする。

調書は、15日以内に管轄権を有する共和国検事に送付するものとする。

**L.第1521-10条** L.第1521-9条に規定する命令に従うことを拒絶する決定の原因となった船舶の所有者又は事業者は、150,000ユーロの罰金に処する。

## 第2部 国防法制

### 第1編 例外的適用にかかる制度

#### 第1章 戦争

##### 第1節 公権力の機能

この節には、法律的性格を持つ規定はない。

##### 第2節 市町村に適用される規定

**L.第2112-1条** 戦時における知事の市町村に対する権限に関する規則は、地方公共団体一般法

典のL.第2124-3条からL.第2124-7条により定める。<sup>(注14)</sup>

### 第3節 交戦時の奉仕志願

**L.第2113-1条** 兵役に服しておらず、かつ、L.第1111-2条に規定する場合にその継続が有益と判断されるいかなる職務にも従事しない者はすべて、交戦期間内の一年以上の期間、行政機関若しくは公共機関において又は国益に係る施設、事業所若しくは部局において奉仕するために、平時から、住所又は居所のある県の知事の前で、志願することができる。この場合、志願者は任用通知を受け取る。当該志願に係る契約は、権限を有する行政機関の意向によりいつでも解除することができる。当該契約は、5年毎に実施される国勢調査に続く6か月の間に更新するものとする。

**L.第2113-2条** L.第1111-2条に規定する場合には、外国国籍保有者がL.第2212-1条第4項に規定する行政機関、施設及び部局に対し協力することを当該者の文書による申出に基づき許可するための条件は、デクレで定める。

当該デクレの対象とすべき措置の準備については、関係する諸大臣が、平時から定める指令で規定する。

同盟国又は中立国の国籍を持つフランス在留者の、労働力としての雇用についても、前項と同じく平時から定める指令で、当該外国人の本国の政府に対して並びにフランスの法律及び政府に対して、その者の身分を定め、かつ、その者の徴用に関する規則を定める権限を有する省庁を規定する。

### 第2章 戒厳令

#### 単一節

**L.第2121-1条** 戒厳令は、他国との戦争又は武装反乱による急迫した危機に直面する場合にの

み、大臣会議の議を経るデクレにより発令することができる。当該デクレは、戒厳令の適用される地域を指定し、適用の期間を定める。

**L.第2121-2条** 戒厳令が発令されると直ちに、秩序及び治安の維持のために一般行政当局に与えられた権限は、軍当局に移管される。

一般行政当局は、引き続きその他の権限を行使する。

**L.第2121-3条** 他国との戦争による急迫した危機に直面する場合に、戒厳令が発令された地域においては、軍事裁判所は、刑法典第224-1条から第224-5条、第322-6条から第322-11条、第410-1条から第413-12条、第432-1条から第432-5条、第432-11条、第433-1条から第433-3条、第433-8条第2項、第442-1条から第442-3条、第443-1条、第444-1条、第444-2条及び第450-1条に罰則を規定する犯罪の裁判を、実行正犯又は共犯の身分にかかわらず、管轄することができる。

軍事裁判所は、また、次の事項について裁判権を有する。

- 1° 軍事裁判法典第476-7条により処罰される行為<sup>(注16)</sup>
- 2° いかなる方法によるものであれ、軍事に関わる法律及び規則の執行のために、軍人の長が発する指揮命令に対する軍人の不服従の扇動
- 3° いかなる方法によるものであれ、謀殺、故殺、放火、略奪、建造物及び軍の建設物の破壊に関わる重罪の教唆
- 4° 消費法典L.第213-1条からL.第213-5条及び当該規定に準ずる特別法に規定する場合における、軍隊への納入品に関する納入業者による軽罪<sup>(注17)</sup>
- 5° 軍隊に損害を与える文書偽造及び一般に国防を害するすべての重罪又は軽罪

この条に規定する例外的制度は、講和条約の調印により当然に効力を失うものとする。

**L.第2121-4条** 武装反乱による急迫した危機に直面する場合に戒厳令が発令されたときは、軍事裁判所に認められる例外的権限は、民間人については、軍事裁判法典又はL.第2121-3条第1項に掲げる刑法典の条文に特に規定する重罪及びこれに付帯する重罪に対してのみ適用することができる。

**L.第2121-5条** L.第2121-3条及びL.第2121-4条に規定する場合に、軍事裁判所が訴訟を引き受けないときは、通常裁判所が管轄する。

**L.第2121-6条** 軍事裁判所は、戒厳令の解除後も、訴訟を付託された重罪及び軽罪について引き続き裁判権を有する。

**L.第2121-7条** 戒厳令が発令された場合には、軍当局は、次に掲げる事項について権限を有する。

- 1° 昼夜を問わず家宅捜索を行うこと
- 2° 戒厳令が発令された地域から、重罪又は軽罪のために有罪が確定したすべての者及びその地域に住所を持たない者を退去させること
- 3° 武器及び弾薬の引渡しを命じ、並びにこれらの捜索及び回収を実施すること
- 4° 公共の秩序を脅かすおそれがあると軍当局が判断する出版及び集会を禁止すること

**L.第2121-8条** 戒厳令にかかわらず、憲法によって保障されるすべての権利は、前条までの規定によってその享受が中断されない限り、引き続き行使される。

### 第3章 緊急状態

#### 単一節

緊急状態に関する規定は、1955年4月3日の法律第55-385号<sup>(注18)</sup>で定める。

この編の第2章及び第3章の規定を、同一の地域に対して同時に適用することはできない。

## 第4章 動員及び警戒令

### 第1節 組織

**L.第2141-1条** 総動員は、準備の整った、すべての国防措置を実施するものとする。

警戒令は、政府の活動の自由を保障し、住民又は主要施設の脆弱性を減じ、及び動員又は軍事力行使上の安全性を保障するための適切な措置からなる。

**L.第2141-2条** 総動員及び、L.第1311-1条の最終項に規定する場合を除き、警戒令は、大臣会議の議を経るデクレで決定する。

国防大臣は、関係する非軍事及び軍事諸機関に対し、動員の命令を伝達し、通知する責務を負う。

**L.第2141-3条** L.第2141-2条に規定するデクレは、現行法の枠内で、国防上の必要に備えて準備し、かつ、対応すべく政府が行う措置を即時に発効させる法的効果を持つ。

当該デクレにより、政府は、徴用・徴発に関するこの部第2編に規定する条件及び罰則に従って、あらゆる場合に、次に掲げる権利を行使することができる。

- 1° 人、財及び役務を徴用・徴発する権利
- 2° エネルギー資源、原材料、工業製品及び軍の補給に必要な物資を強制的に統制し、分配する権利並びにこの目的のために自然人又は法人に対し、その者が有する財につき、必要不可欠な制限を課す権利

**L.第2141-4条** 動員は、全体的又は部分的に実施することができる。

部分的動員の場合には、L.第2141-2条に規定するデクレに定める者は、それぞれに対し集結する部隊及び合流する期限を指示する個別召集命令で召集される。部分的動員は、また、公道上での掲示及び公示により通知することができる。

動員が命ぜられた場合には、軍事的義務に服するすべての者は、個別経路の命令による通知を待たずに、動員心得、既に受けている命令又は正式に通知された召集命令の指示に従う。この指示に従わない場合には、その者の状況及び所在地の如何にかかわらず、不服従とみなす。

### 第2節 市町村に適用される規定

**L.第2142-1条** 総動員の場合の市町村議会の機能に関する規則は、地方公共団体一般法典L.第2141-1条<sup>(注19)</sup>及びL.第2124-2条<sup>(注20)</sup>に定める。

## 第5章 国防役務

### 単一節

**L.第2151-1条** 国防役務は、政府、国の部局、地方公共団体及びそれらに属する組織並びにその活動が国防、安全保障及び領土の一体性並びに住民の安全及び生活に寄与する企業及び施設の活動の継続性を保障することを目的とする。

前項に規定する諸活動の詳細は、デクレで定める。

L.第1111-2条に規定する事態において、国防役務の発動は、大臣会議の議を経るデクレで定める。

**L.第2151-2条** 国防役務に関する義務は、軍事又は非軍事任務に就く命令を受けている者を除き、18歳以上のフランス国籍を有する者、無国籍者又は被庇護者並びに、場合によっては、L.第2151-1条第2項に規定するデクレに定める諸活動の一つを行っているヨーロッパ連合加盟国の国籍を有する在留者に適用する。

L.第2151-3条 L.第2151-2条に規定する者の使用者は、被用者に対し、その者の採用の際に、当該者が国防役務に就くことを通知しなければならない。

L.第2151-4条 国防役務が実施される場合、国防役務に配属される者は、兵力の必要のために予備役として召集されない限り、通常の職務にあたるか、又は国防役務に合流しなければならない。

L.第2151-5条 国防役務が実施される場合、国防役務に配属される者は、引き続き、その者が属する職務組織の身分規程又は内部規定により定められる規律及び処分に服する。

## 第6章 機動演習及びその他の演習による制限 単一節

L.第2161-1条 軍隊の訓練に含まれる射撃、行軍、機動演習又は作戦演習の実施のために、軍当局は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで決定する条件に従い、一時的に私有地を占拠し、又はその土地への立入りを一時的に禁止する権利を有する。

L.第2161-2条 次に掲げる場合には、補償金を支払う。

1° L.第2161-1条に規定する行軍、機動演習及び作戦演習の過程で、軍隊が通過し、又は駐屯することにより、個人又は市町村の所有地に物的損害が発生した場合

2° L.第2161-1条に規定する射撃演習の際に、軍隊に占拠され、又は住民の立入りが禁じられた所有地につき、物的損害又はその使用権の剥奪による損害が発生した場合

補償金は、軍隊の通過又は出発の後の3日以内に、権利者により市町村に対して請求しな

ければならず、この期間が経過した場合は、請求権が失効する。

損害の見積もりは、委員会が行う。この見積もりを当事者が受託した場合には、決定した補償金の全額を直ちに支払う。

<sup>(注21)</sup>  
合意に達しない場合は、L.第2234-22条の規定に準じて、異議を申し立て、審議を受けることができる。

当該委員会の構成、機能及び地域管轄に関しては、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

L.第2161-3条 通行可能状態にあった市町村道又は農道が、軍の車両若しくは特殊車両の通過又は射撃演習により損傷を受けた場合は常に、損傷の度合いに応じた特別金を支払うことができる。道路交通法典L.第141-9条及び農事法典L.第161-8条<sup>(注22)</sup>に規定する条件により、損傷を確認し、補助金を支払う。

## 注

\* インターネット情報は、すべて2009年4月1日現在である。

(1) 同条により各省庁が自らが受益者になる徴用についての補償金の支払いを実施するために設置することとされている評価機関のことをいう。

(2) 近隣の快適さ、健康・安全・衛生、農業、自然・環境保護等にとって危険又は有害となるおそれがある工場等の施設は、環境法典第4編第1章(環境保護指定施設)の規定の適用を受けることを定めた規定である。

(3) 原子力基本施設として原子炉や粒子の加速器等を掲げ、原子力基本施設及び放射性物質の輸送手段は核物質の透明性及び安全性に関する2006年6月13日の法律第2006-686号第4章(原子力基本施設及び放射性物質の輸送手段)の規定の適用を受けること等を定めた規定である。

(4) 「原子力百科事典 ATOMICA」<<http://www.nucpal>>



- gr.jp/atomica/04/04090101\_1.html)によれば、「Pu-240はU-238と同様に、熱中性子が当たっても核分裂しないが、中性子を吸収するとPu-241に代わり、この核種は再び核分裂性になる。この意味でPu-240のような核物質を核燃料親物質 (Fertile Material) と呼んでいる。大雑把に言えば、奇数質量数のプルトニウムが核分裂性物質 (Fissile Material) で、偶数質量数のものは親物質である。」
- (5) Bernard LEROUGE, “Le contrôle national des matières nucléaires,” 2005.1.31, <<http://www.sfen.org/fr/societe/politique/controle.pdf>>によれば、このデクレは、Le décret du 12 mai 1981であると考えられ、そこでは、管理すべき6つの物質は、U, Pu, Th, D, T, Li-6であるとされている。
- (6) 日本電気協会新聞部『原子力ポケットブック2007年版』を参照した。なお、この組織は1986年に「原子力安全・情報高等評議会」に改編されている。また、現在は、原子力安全に関する透明性及び情報高等評議会となっている。
- (7) 職業上の秘密を漏洩した者は、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処せられることを定めた規定である。
- (8) 経済・財政・産業省に、DGCCRF (Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des frauds : 競争・消費・不正行為取締(防止・抑止)総局)が置かれている。日本の公正取引委員会に相当するものと思われる。
- (9) 経済・財政・産業省に、国防連絡調整官という職がある。「改革の必要性に迫られる経済・財政・産業省」『JETROユーロトレンド』2001.11. <<http://www.jetro.be/jp/business/eurotrend/200111/200111-3.pdf>>
- (10) 当該デクレは、1980年3月3日にウィーン及びニューヨークで署名された、核物質の防護協約に関する公布にかかわるものである。
- (11) 当該法律第5条及び第8条において、「ラ・ポスト及びフランス・テレコムは、国防及び公的安全に関し、国家の使命の遂行に貢献する」(特に第5条)と明記される。
- (12) 当該法律第3条-Iが、石油の戦略的備蓄の構築及び保管に関する条項である。
- (13) 沿岸国の軍艦・公用船・軍用航空機が、外国船舶などを自国法令の違反を理由として、自国の領海や接続水域などを越えて公海上で追跡しうる権利。自国の内水等にある時に開始し、中断されないこと(継続追跡)が必要となる。
- (14) 地方公共団体一般法典L.第2124-3条からL.第2124-7条は、以下のことを規定している。
- L.第2124-3条：戦時には、県知事は、市町村の利益に係る措置について、関係する市町村長又は市町村間協力公共体(EPCI : établissement public de coopération intercommunale)の長に催告したにもかかわらずこれが実施されないときは、自ら又は特別代理人を立てて当該措置を実施することができること。
- L.第2124-4条：催告では、回答までの猶予期間を指定すること。
- L.第2124-5条：戦時には、公共の秩序又は全体の利益のために、デクレにより、市町村長及び市町村会の全議員の活動を停戦まで停止させることができること。これにより活動停止となった者について、任期中は補選が行われず、議員数が4分の1以上減少したときには、デクレにより、議会と同等の決議を行う特別代議委員会を組織すること。
- L.第2124-6条：戦時には、県知事は、市町村長に職務遂行上の障害がある場合に、すべての権限を代行するものとして、市町村会議員の中から選出された代表者を任命できること。
- L.第2124-7条：戦時には、公共の秩序又は全体の利益のために、デクレにより、市町村会又は市町村間協力公共体の審議機関の活動を停戦まで停止させ、同等の決議を行う特別代議委員会を組織することができること。
- (15) 刑法典第224-1条から第224-5条、第322-6条から第322-11条、第410-1条から第413-12条、第432-1条から第432-5条、第432-11条、第433-1条から第433-3条、第433-8条第2項、第442-1条から第

- 442-3条、第443-1条、第444-1条、第444-2条及び第450-1条は、以下のことを規定している。
- 第224-1条～第224-5条：誘拐及び不当監禁
- 第322-6条～第322-11条：人を危険にさらす破壊、損傷及び破損
- 第410-1条：国家の基本的な利益の侵害
- 第411-1条～第411-11条：国家に対する裏切り及び諜報活動
- 第412-1条～第412-2条：テロ行為及び陰謀
- 第412-3条～第412-6条：反乱
- 第412-7条～第412-8条：軍の指揮権の侵害、軍隊の解除及び不法な武装の教唆
- 第413-1条～第413-8条：軍隊の安全保障及び国防に関する保護管区の侵害
- 第413-9条～第413-12条：国防の秘密の侵害
- 第432-1条～第432-3条：公務執行者の行政に対する職権濫用
- 第432-4条～第432-5条：公務執行者による個人の自由の侵害
- 第432-11条：公務執行者による収賄
- 第433-1条～第433-2条：個人による増収賄
- 第433-3条：公務執行者に対する脅迫及び威嚇行為
- 第433-8条第2項：集団による武力行使を伴う反抗
- 第442-1条～第442-3条：通貨偽造
- 第443-1条：公的機関発行の証券の偽造
- 第444-1条～第444-2条：政府の刻印の偽造
- 第450-1条：犯罪の結社への参加
- (16) 軍事裁判法典第476-7条は、フランスに対し戦争状態にある国の国籍を有する在留者又は仲介者との商業的又は金銭的關係を、直接に又は仲介を通じて維持した者には、15年の懲役及び7,500,000ユーロの罰金を科すことを規定している。なお、当該条文は、軍事裁判法典を改定する2006年6月1日のオールドナンス第2006-637号により廃止され、改定後は、L.第332-3条に同一の規定がある。
- (17) 消費法典L.第213-1条からL.第213-5条は、商品の品質に関する欺瞞(L.第213-1条～213-2条)、偽造及びこれに付帯する軽罪(L.第213-3条～213-4条)並びに再犯(L.第213-5条)について規定し、罰則を定めている。
- (18) 緊急状態を設定する1955年4月3日の法律第55-385号は、緊急状態の宣言、緊急状態の延長を承認する法律、緊急状態の発令された地域における県知事の権限、居住地の指定、滞在禁止の取消請求及び集会の禁止、武器の引渡し、人及び財の徴用・徴発、家宅捜索及び表現の統制、軍事裁判所の権限、罰則並びに措置の失効について規定している。
- (19) 地方公共団体一般法典L.第2141-1条は、以下のことを規定している。すなわち、第1に、総動員の場合で、市町村議会議員の半分が議会に出席できる時、一度の招集の後、正式に審議を行う。第2に、総動員の場合で、市町村議会に出席できる現職議員が3分の1にまで減った場合には、当該市町村議会が最終的に決定する上で行った審議結果は、その審議結果が県における国の代表者に送付されてから少なくとも1か月以内に、当該代表者が理由を付した決定により審議結果の実行を停止しない限りにおいて、法的効力を持つ。
- (20) 地方公共団体一般法典L.第2124-2条は、総動員令の場合で、市町村議会の選挙が延期されたときには、L.第2121-35条に規定する特別代議委員会が、市町村議会と同じ決定を行うために授權を受けることを定めている。
- (21) 国防法典L.第2234-22条は、合意に達しない場合には、損害を被った側が、その損害から6か月以内に、適切な損害額を求める訴訟を起すことが可能であることを規定している。
- (22) 道路交通法典L.第141-9条は、通行可能な状態にある市間横断道路が、採掘、採石又は森林伐採等により損傷を受けた場合には、損傷を与えた事業者に対し、損傷に応じた額の賠償金を科すことを規定している。
- (23) 農事法典L.第161-8条は、道路交通法典L.第141-9条に規定する場合と同様に、地方道路に損傷を与えた事業者等に対し、損傷に応じた額の賠償金を科すことを定めている。

\* この翻訳は、当会の平成19年5月から平成20年9月までの活動の成果である。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会のメンバーは以下のとおりである。岡村美保子、川西晶

大、古賀豪、鈴木尊紘、長谷川総子、平井梨絵、南亮一、矢部明宏(50音順)。なお、翻訳の全体的な取り纏めは、鈴木尊紘が行った。